

## シルバー保険について

仕事の発注者と会員及びセンターと会員の間には、雇用関係がありませんので、万一事故が起こっても労働者災害補償保険（労災）が適用されません。（派遣契約を除く）

しかし、皆さんに安心して働いていただくために、センターでは下記の「シルバー保険」に加入しています。

※万一、就業中もしくは就業場所へ向かう途上において事故にあったら、速やかに事務局へ連絡してください。

※事故の内容によっては、シルバー保険が適用されない場合もあります。

## シルバー保険の種類

シルバー保険は、次の2種類の保険で構成されています。

**団体傷害保険** 就業中に会員がケガをした場合

**賠償責任保険** 就業中に会員が他人の身体や財産に損害を与えた場合

## 団体傷害保険

突然や偶然、予測できない事故によってケガ等を負った場合に適用される保険です。

**保険が適用される場合** 1.就業中の事故（ただし、自宅作業中は除く）2.仕事場への往復中の事故（ただし、通常の経路を外れた場合は除く）3.総会・講習会（知識、技能習得を目的とするもの）に参加中及びこの往復中の事故（ただし、通常の経路を外れた場合は除く）など

**保険が適用されない場合** 1.故意による事故 2.重大な過失による事故 3.センターを通さずに会員の独断で仕事をしていた場合 4.センターの仕事中とみなされない場合 5.病気・持病による場合 6.腰痛など原因が就業によるものと客観的に判断できない場合など

**保険の内容** 1.死亡保険金300万円（事故の日から180日以内にそのケガのため死亡されたとき）2.後遺障害保険金300万円（事故の日から180日以内にそのケガのため後遺障害が生じたとき）3.入院保険金日額5,000円（事故の日から180日以内で、最高180日分まで）4.手術保険金 入院中5万円、入院中以外2万5千円（事故の日から180日以内に1事故について1回の手術に限る）5.通院保険金日額2,000円（事故の日から180日以内で、最高90日分まで）

※団体傷害保険は、医療費を支払うものではありません。

病院等でケガ等の治療を受ける場合は、会員の皆様が加入している健康保険で受診

してください。

## **賠償責任保険**

センターの会員が就業中に他人の身体・財産に与えた損害を賠償する保険です。

ただし、会員の免責金額が設定されています。【1事故につき1万円】

※賠償責任保険を使用する場合であっても、1事故につき1万円までは、会員個人の負担となります。なお、事故を起こした会員が特定できない場合は、賠償事故が発生した場所に当日就業した会員全員での負担となります。

**保険が適用される場合** 1.就業中に誤って他人の身体にケガ等を与えた場合 2.就業中に誤って他人の財物を損壊した場合など

**保険が適用されない場合** 1.故意による事故 2.重大な過失による事故 3.センターを通さずに会員の独断で仕事をしていた場合など

**保険の内容**

- 身体賠償 1名につき3,000万円、1事故につき1億円
- 財物賠償 1事故につき1,000万円
- 免責金額 1万円